

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する  
法律施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集結果について

令和7年7月30日  
林 野 庁

この度、令和7年6月27日から令和7年7月9日までの期間、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、電子政府総合窓口 e-Gov に掲載することを通じて、広く意見・情報を募集いたしました。

その結果、募集期間において、1名から1件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方につきまして、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げます。

**【問い合わせ先】**

林野庁林政部木材利用課

直通：03-6744-2626（内線 6127）

## 御意見及びそれに対する考え方

御意見	考え方
<p>脱炭素という考え自体が間違っていると考えますが 脱炭素を謳う開発という考えは そのものが矛盾しています しかも人口減少の段階に入った日本で 積極的な開発を行う必要は無いと考えられ 生で飲める水があり 放っておけば勝手に生えてきてくれる植物が居る それだけで日本は資源大国です 大切なことは この資源をより佳い状態で保ち その恩恵をより多くの方々が享受できるように腐心すべきで 今回の改正はその保存維持の面で 手続など簡便を求めることで 資源を損なう危惧が考えられます 先祖が守ってきてくださったこの豊かな資源を 私達は未来の子供達へより佳い状態にして お返しする義務があります その観点から 今回の改正には首肯できかねます</p>	<p>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の 促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 20 条の特例は、本来は 事業者が自ら行うべき法令等に関する許可等申請手続をワンストップ化 することにより、事業者の様々な事務に要する手間の削減や期間の短縮 等を目的として設けられているものであり、許可等の基準を緩和するも のではありません。今後も関係法令に則り適正に対応していく考えです。</p>